

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第255号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年8月28日 12時00分ごろ	
発生場所	愛知県常滑港南防波堤灯台から真方位072° 250m付近 (概位 北緯34° 52.7′ 東経136° 50.3′)	
事故等調査の経過	平成21年10月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 第八源 正丸、375トン 船舶番号、船舶所有者等 131605、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ翼曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、碎石約800トン積載し、船首約3.4m、船尾約4.7mの喫水で、愛知県常滑港において、中央ふ頭に着岸作業中、平成21年8月28日12時00分ごろ、後進をかけた際に船尾から異音を生じた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1 海象：潮汐 高潮時	
その他の事項	船長は、菅島港での積荷役の際、潮汐表により常滑港の潮位を調べ、本船の積荷量を決定した。 船長は、常滑港中央ふ頭付近は水深があまり深くないこと、及び海底に捨石が存在することを知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、常滑港中央ふ頭に着岸作業中、プロペラが海底の捨石に接触したものと考えられる。 本船は、適切な喫水でなかったことから、プロペラが海底の捨石に接触した可能性があると考えられる。 本船は、船長が積荷量を決定するにあたり、潮汐表で目的地の潮位を調べていたものの、入港時の水深に見合う喫水を予想しないで過大な重量の碎石を積載したことことから、適切な喫水となっていなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が常滑港中央ふ頭において着岸作業中、過大な重量の碎石を積載し、適切な喫水となっていなかったため、プロペラが海底の捨石に接触したことにより発生した可能性があると考えられる。	